第 335 号丹波市商工会FAXレター

2021/9/22 発行

月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となります。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が 2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

給付額	
中小法人	上限20万円/月
個人事業主等	上限10万円/月
給付額:2019年または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上	

□中請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。□

ホームページ: https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【申請期間】

7月分: 2021年8月1日~9月30日 8月分: 2021年9月1日~10月31日

9月分: 2021年10月1日~11月30日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL:0120-211-240 IP 電話等からのお問合せ先:03-6629-0479 (通話料がかかります)

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、 それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・ 改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。 以下、適切な対策の実施が必要です。

- ■工事開始前の石綿の有無の調査
- ■工事開始前の労働基準監督署への届出
- ■吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制
- ■石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制
- ■写真等による作業の実施状況の記録 ※詳しくは、下記お問合せ先まで。

【問合せ】厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

解体改修工事の受注者 (解体改修工事実施者) の皆さまへ

※巡回訪問について 長引くコロナの影響により、市内事業所において今なお感染拡大が続いている状況です。商工会としましても、職員の感染予防には万全を期して取り組んでおりますので、訪問時の湯茶の接遇は謹んでご遠慮させて頂きますがご理解のほどよろしくお願いいたします。

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員 数 事業所 2043 ☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール⊠ info@tanba.or.jp

第 335 号丹波市商工会FAXレター

2021/9/22 発行

四季の丹波「コト体験」コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業の募集のお知らせ

【対象事業】

- 1. 丹波地域への観光誘客促進に向けて、地域資源を活用した「コト体験」(体験型プログラム) に 係る以下に掲げる事業。
 - ①新たなコンテンツの開発 ②既存コンテンツの規模・内容の拡充、品質の向上・改善
- 2. 体験することを通じて販売促進に資するプログラムとするなど、一定程度地域内消費に繋がる事業
- 3. 事業終了後も不特定多数が利用可能で、翌年度以降3年以上継続が見込まれる事業 【支援内容】
- 1. 補助対象者…中小事業者、個人事業主等、又は複数の中小企業者等で構成する実行委員会
- 2. 補助金額 ①単独補助対象者:補助対象経費の2分の1以内で30万円を上限 ②実行委員会形式:補助対象経費の2分の1以内で40万円を上限

【募集受付期間】令和3年9月1日(水)~11月5日(金)

【問合せ】 丹波県民局 県民交流室 産業振興課 TEL: 0795-73-3788

※詳細は丹波県民局ホームページにて応募要領をご確認ください。 URL: https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/03kototaiken.html

兵庫県最低賃金の改正について

令和3年10月1日より兵庫県の最低賃金が、下記のとおり改正されます。

時間額 928 円 (改正前は 900 円)

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

※詳しくは、下記お問合せ先まで。

【問合せ】兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL:078-367-9154

西脇労働基準監督署 TEL: 0795-22-3366

第72回 全国労働衛生週間の実施について

"向き合おう!こころとからだの健康管理"

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。今年は「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、"うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場"を副スローガンとして定めました。誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

【期間】10月1日~10月7日(準備期間:9月1日~9月30日)

【問合せ】西脇労働基準監督署 TEL:0795-22-3366

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員数 事業所 2043 ☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール⊠ info@tanba.or.jp